

平成30年度後期(第3・4学期) 授業料免除出願説明会

1. 日時・場所

(1回目) 平成30年7月20日(金) 16:30～ 於: 視聴覚教室

(2回目) 平成30年7月24日(火) 16:30～ 於: 視聴覚教室

※2回のうち、どちらか都合のよい方に必ず出席してください。

2. 対象 第1学年～第5学年、専攻科1・2年生

注意!

- * 平成30年度前期に授業料免除を申請している学生も、家計状況の変化がないか確認する必要があります。
- * 正当な理由もなく欠席した学生には、申請書類を配布しません。
- * 1～3年生については、いくつかの要件を満たす学生のみ対象となります。詳細は別紙をご覧ください。

平成30年度後期(第3・4学期)授業料免除 出願対象者について(1～3年生)

1～3年生のうち平成30年度後期授業料免除の出願対象者は下記の(1)～(3)に該当する場合があります。

(1)「高等学校等就学支援金」制度において授業料の全額が支援されなかった者で、次の①または②に該当する者

- ① 平成30年4月から平成30年9月の間に、授業料等の学資負担者が死亡した者
- ② 学生若しくは、学資負担者が風水害等の災害を受けた者

※どちらの場合も、罹災証明書、死亡診断書等の事実内容を証明する書類(写)が必要となります。

(2) 留年等の理由により、「高等学校等就学支援金」制度支給上限期間である3年間(36ヶ月)を超えて就学したため、当該制度の支援対象とならない者で、次の①及び②の条件を満たす者

- ① 経済的理由により授業料納付が困難である者
- ② 学業が優秀である者

(3)「高等学校等就学支援金」制度の支給対象とならない者で、平成30年4月から平成30年9月の間に学資負担者が、失職し、その後も再就職していない者

※事業所等からの解雇通知書、雇用保険受給資格者証等の事実内容を証明する書類(写)が必要となります。